

## ふるさと納税

2008年度税制改正法案は4月30日に国会において、衆議院で再可決され成立しました。結果ガソリン税の暫定税率が5月1日より復活した他、減税などの税制も4月1日まで遡って施行されることになりました。その中でいわゆる「ふるさと納税」制度が創設され、従来の個人住民税の寄付金控除を大幅に拡充し、個人が寄付を行いやすくなりましたので、以下その概要についてご紹介します。

### 1. 控除対象寄付金の拡大の概要

今回の改正は、①地方公共団体が条例により指定した寄付金を寄付金控除の対象とする制度の創設、②個人住民税の地方公共団体(都道府県又は市町村)に対する寄付金控除を大幅に拡充、③寄付金の適用下限額を5千円(従来10万円)に引下げ、④従来の所得控除方式から直接税額から控除する方式に変更、など寄付に対する税金の軽減額を大幅拡大しました。

従来は、住所地の市町村等へ自動的に納税となりましたが、今回の制度により、寄付先(納税先)を選べるようになることが画期的となります。

### 2. 手続き

- ① 寄付先に選んだ都道府県・市町村や団体(条例で指定された団体に限る)に対して寄付を行う。寄付先は「ふるさと」に限らずどこでも結構です。
- ② 寄付先から領収書を受け取る。
- ③ 1月1日から12月31日まで(2008年以降)に行った対象寄付金につき、翌年3月15日までに税務署において②の領収書を添付して確定申告を行う。

### 3. 都道府県・市町村に寄付した場合の個人住民税の軽減額の計算式

次の(1)と(2)の合計額を個人住民税から控除

$$(1) (\text{寄付金} - 5 \text{千円}) \times 10\%$$

$$(2) (\text{寄付金} - 5 \text{千円}) \times (90\% - 0 \sim 40\%)$$

寄付金に適用される所得税の限界税率

※1 (2)は個人住民税所得割の1割を限度

※2 寄付金の控除対象限度額は所得金額の30%(改正前25%)

### 4. 都道府県・市町村に寄付した場合の年収ごとの軽減税額一覧表

夫婦2人(うち1人特定扶養)の給与所得者の場合

給与年収	1万円の寄付	3万円の寄付	5万円の寄付	10万円の寄付
500万円	5,000円	17,400円	20,400円	27,900円
700万円	5,000円	25,000円	38,400円	48,400円
1,000万円	5,000円	25,000円	45,000円	82,500円

※1 軽減額は、個人の所得税と住民税の合計額です。

※2 寄付金の金額と軽減税額との差額が実質的な負担となります。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索



